

# 第4章 まちの美化をすすめる

## 1 現況

区は、ポイ捨てと落書行為を禁止するとともに、区民・事業者・区の三者がそれぞれの責務を分担しながら一体となって、まちの環境美化に取り組んでいくことを基本理念にした「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を制定、平成9年7月1日から施行しました。



区は、条例の普及・啓発を推進するため、区民や事業者の方々が行う環境美化活動を積極的に支援するとともに、様々なキャンペーンを展開しています。特に、たばこについてはポイ捨て・歩行喫煙をはじめとする迷惑喫煙の防止のための啓発活動にも取り組んでいます。

落書きは苦情・消去面積ともに、減少傾向にあるものの、引き続き防止の啓発と消去に努めています。

あき地の適正管理についても、あき地の減少もあり、除草面積などは減り続けていますが、平成18年度も除草の斡旋と草刈機の貸し出しを行いました。

カラス対策としては、カラスが人を威嚇・攻撃する場合に限り、その原因となっている巣の撤去や巣立ち前に落下してしまったヒナの捕獲を行っています。また、都会のカラスはゴミをエサにして大繁殖していますので、根本的な解決のためには、区民一人ひとりが、ゴミの集積所を適正に利用していただく必要があります。区報への記事掲載や町会掲示板に啓発ポスターを掲示するなど、啓発活動にも取り組んでいます。

## 2 まちの美化への取り組み

### (1) 啓発活動

62 市区町村オール東京 喫煙マナーアップキャンペーン (11/1・2)

喫煙マナーの普及・向上を図るため、東京都内の62市区町村が共同で、「オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン」を展開しました。

練馬区では、氷川台駅・練馬高野台駅で地域の方々や関係団体と共に、啓発活動(のぼり旗の立てかけ、ティッシュなどの啓発グッズの配布、マナーアップの呼びかけ)を行ないました。

区内一斉清掃・門掃きおよび駅周辺清掃キャンペーン (5/28・11/26)

町会・自治会で構成される環境清掃推進連絡会と区が協働し、毎年、5月と11月の最終日曜日を「区内一斉清掃事業日(ごみゼロデー)」と定め、この日を中心に地域のまち美化および清掃・リサイクルを推進しています。

11月26日は区内19駅前キャンペーンを実施し、区民や商店会等91団体

813 名が参加し、たばこの吸い殻や空き缶等を回収しました。

\* 5 月 28 日は雨天のため、実施は 2 駅でした。

#### クリーンキャンペーン等

区内各地で学校の生徒自治会や、青少年育成地区委員会などが主催するクリーンキャンペーン等に対し、職員の派遣や清掃用具等の貸出し等の支援を行いました。

#### 区内全 20 駅ポイ捨て・歩行喫煙防止連続キャンペーン

歩行喫煙について多くの報道がなされるなか、区では平成 15 年度から区内全 20 駅において、ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーンを実施しています。

早朝や夕方など年々時間帯を変えながら、地域の町会・自治会に協力を求め、区民参加によるキャンペーンを展開しています。

平成 18 年度は延べ 574 名のご参加をいただき、小中学生の作文の朗読や、作文を掲載した啓発用ティッシュペーパーの配布を行い、『なぜポイ捨て・歩行喫煙することがマナー違反なのか』を中心に喫煙マナーの向上を訴えました。なお、これらの作文は平成 17 年度練馬区環境作文コンクールの入賞作品です。

#### 在勤者への啓発

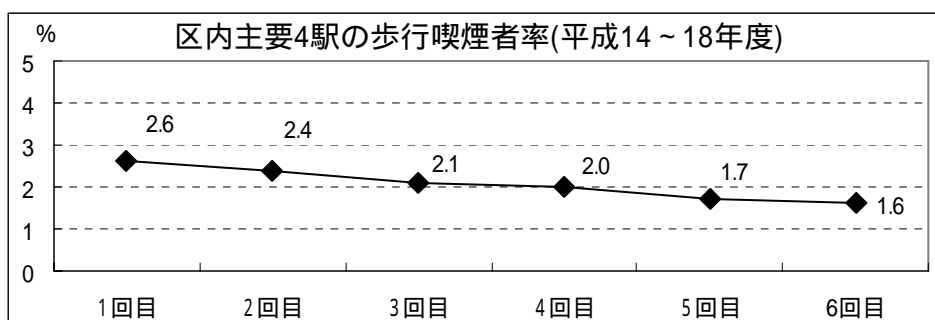
今日では、歩行喫煙やタバコのポイ捨て等について批判の声が高まり、喫煙者のマナーアップが、以前にも増して強く求められています。こうした現状の下、練馬区在住者だけでなく、在勤者へ喫煙マナー向上を呼びかけるため、区内 800 社以上を会員として擁する、(社)練馬産業連合会にご協力いただき、会報に啓発記事を掲載しました。また、啓発ポスターを会員各社へ配布しました。

#### 駅頭へのポスターの掲示

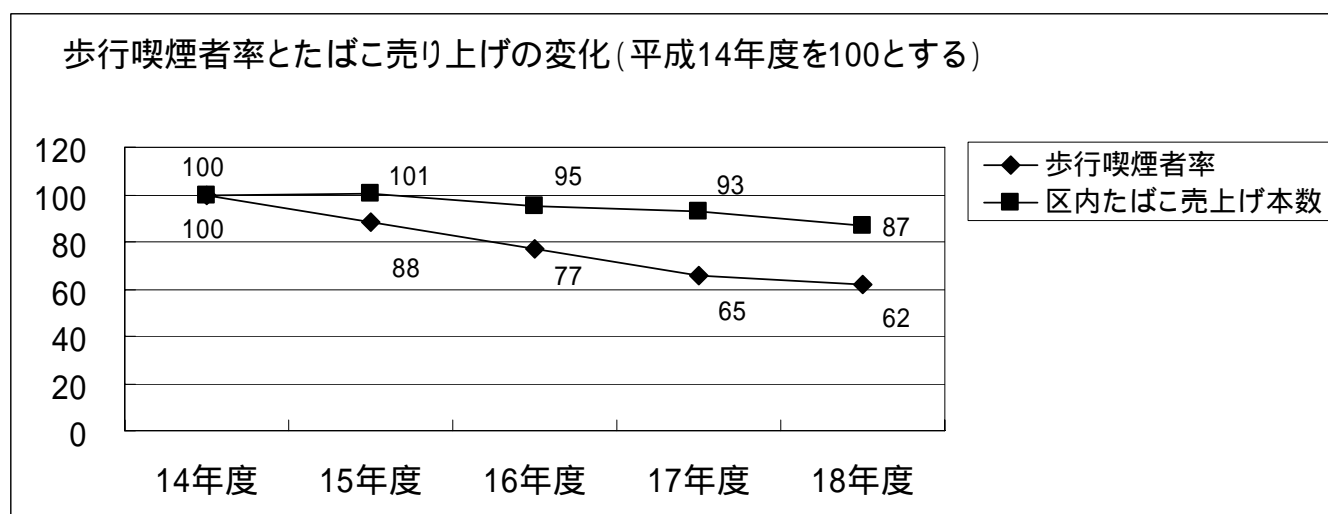
西武鉄道・東京都交通局・東京メトロ・東武鉄道のご協力により、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上を訴える啓発ポスターを、駅頭に掲示しています。

#### 歩行喫煙者率調査

区内主要 4 駅（練馬駅・光が丘駅・石神井公園駅・大泉学園駅）における歩行喫煙状況の実態を把握するために、それぞれの駅周辺で 5 か所の定点を設け、平日朝 7 時 30 分から 8 時までの 30 分間、職員の目視により、歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査をしました。この調査は平成 14 年度から年 1 回(平成 15 年度は春・秋の 2 回)実施しており、今回で 6 回目です。平成 14 年度当初は 2.6%だったのが、今回平成 18 年度の調査では当初比 38%減の 1.6%にまで改善しました。



この間、区内のタバコの売り上げ本数は、1,218,226,276本(平成14年度)から1,059,859,733本(平成18年度)へ13%の減少にとどまっています(『練馬区各会計歳入歳出決算説明書』より)。したがって、歩行喫煙者率の減少は喫煙者の減少によるだけでなく、喫煙モラルが向上した結果であるといえます。



\* 平成15年度の歩行喫煙者率については、春秋2回の調査結果の平均値を用いて算出した。

## (2) まち美化活動の推進

### 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、「環境美化推進地区」を指定しています。指定場所は、地域の皆様が積極的に環境美化に取り組んでいる地域や駅前など人通りが多い所です。区は、指定された地域内の環境美化団体に清掃用具を提供するなどの支援を行っています。

平成18年度末現在指定している環境美化推進地区は、次の27団体の活動地域です。

小竹町会	栄町町会	豊玉第一町会	中村西町会
桜台親和町会	桜台自治会	練馬区向山町会	仲一自治会
仲町二丁目町会	氷川台ひばりが丘 睦町会	平和台一丁目町会	仲町五丁目町会
早宮 3・4 丁目町会	富士見台町会	南田中団地 第一自治会	南田中団地 第二自治会
南田中団地 第三自治会	南田中団地 第四自治会	石神井ハイツ自治会	石神井小関町会
都営 上石神井団地自治会	区営上石神井一丁目 第 2 アパート自治会	練馬区 関町北三丁目町会	大泉住宅共栄会
大泉町二丁目町会	練馬区北園町会	大泉学園緑町会	

このほかに、西武池袋線・都営大江戸線練馬駅周辺を、区長が特に必要があると認めた地域として指定しています。

#### 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、「練馬区環境美化活動団体への清掃用具支給要領」に基づき、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録していただき、清掃用具を提供しています。平成 18 年度は 123 団体（町会・自治会、ボランティア団体）が登録し、区内各地で清掃活動が行われました。

なお、自主的自発的に清掃活動をされている方々に、より登録していただきやすくするとともに、活動の輪を広げていただくことを目的として、平成 18 年度中に上記要領を一部改正しました。

#### 環境美化推進委員

条例に基づき、各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する普及・啓発を行っています。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、30 名に委嘱しています。平成 18 年度は、連絡会を 2 回開催し、意見交換を行ないました。

### (3) 落書き対策

#### 落書き消し

環境美化の観点から、民家の塀や壁に落書きされた場合、「練馬区落書の消去に関する要綱」に基づき、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して消去しています。

落書に関する苦情件数、および上述した要綱に基づき、区が業者に委託し

て消去した件数等は下表のとおりです。

年度	苦情件数	消去件数	消去箇所数	消去面積
平成14年度	47 件	42 件	64 箇所	448 m <sup>2</sup>
平成15年度	64 件	62 件	101 箇所	961 m <sup>2</sup>
平成16年度	42 件	39 件	45 箇所	630 m <sup>2</sup>
平成17年度	33 件	41 件	45 箇所	472 m <sup>2</sup>
平成18年度	26 件	22 件	22 箇所	611 m <sup>2</sup>

#### 落書き消し用具の貸し出し

落書きの被害を受けた方に落書きを消すための用具（ペンキ皿、ローラー等）を貸し出ししています。

#### 落書き消去キャンペーン・落書き消去講習会

地域住民の方々が一体となって、その地域の落書きを消すキャンペーン活動を支援しています。平成18年度は、2回実施しました。また、小さな落書きは地域の方々が自分たちの手で消せるようになるよう、内1回は東京都塗装工業組合練馬支部のご協力により、落書き消去講習会も同時に開催しました。

### （4） 駅周辺ボランティア清掃事業

平成11年度から国の緊急雇用創出制度による補助金を活用し、区内20駅での駅周辺清掃をシルバー人材センターに委託してきましたが、国の補助金廃止に伴い平成16年度で当該事業も廃止されました。

この委託事業では、2日に一度、朝ゼッケンを着けて清掃を行なうことでポイ捨て防止の普及啓発につながるほか、駅前地区の住民等に事業の周知度が増すなど、一定の成果をあげてきました。しかし、駅周辺はきれいになっても、駅前地区の住民等の自主的清掃活動の体制の構築には結びついていませんでした。

新事業として平成17年度からは、地元の商店会や町会・自治会、ボランティア団体の協力を得て、ボランティア清掃組織を立ち上げ、地元住民の皆様の『わが街』意識に基づく、自主的自発的清掃活動の促進を図っています。平成18年度末現在、4駅で実施し、順次拡大していく予定です。

区は協力団体に対し、傷害保険の加入や清掃用具などの支援をしています。

#### 【石神井公園駅】（10団体）

環境美化行動チーム、石神井町和田町会、都営石神井町二丁目アパート自治会、南田中団地第四自治会、石神井町石神町会、石神井公園商店街振興組合、石神井町池淵町会、練馬地域福祉ハートフルアクターズ、南田中団地第二自治会、石神井ハイツ自治会

【大泉学園駅】（4団体）

東大泉中村町会、東大泉井頭町会、大泉学園駅前商店連合会、クリーン・エコ大泉学園

【光が丘駅】（1団体）

光が丘地区住民組織連絡協議会

【氷川台駅】（1団体）

早宮一丁目自治会

## (5) あき地の管理の適正化

「あき地の管理の適正化に関する条例」では、あき地（現に人の使用していない土地）に雑草が繁茂すると、生活環境を著しく損ない、防犯上も好ましくないことから、そのような状態にしないよう、あき地の所有者（管理者）に責任を課しています。

区では、下表に示すように、草刈機の貸出しや、自分で除草できない方に対しては「あき地の管理の適正化に関する条例施行規則に基づく雑草除去実施要綱」により有料で除草を行っています。

年度	草刈機		除草	
	貸出件数	貸出台数	延べ件数	延べ面積(m <sup>2</sup> )
平成14年度	68	109	120	28,550
平成15年度	80	103	121	27,282
平成16年度	60	80	116	24,763
平成17年度	46	58	89	20,059
平成18年度	44	53	81	18,041

## (6) カラス対策

カラスは繁殖のために3月頃から巣をつくり、卵を産みます。6月頃ヒナが巣立ちをするまで、親カラスはわが子を守るために神経質になり、巣やヒナの周辺を人が通行するだけで威嚇・攻撃することがあります。

そのため区では、親カラスが人を威嚇・攻撃する危険な状況にある場合に限って、その原因となる巣の撤去・処分と、巣立ち出来ずに落下してしまったヒナの捕獲・処分を行っています。撤去・処分した巣、卵、ヒナの数には下表のとおりです。

なお、平成16年度までと比べ、平成17年度以降、巣の撤去・処分数が大きく増えている理由としては、平成17年度に東京都による巣の撤去事業が廃止されたことが考えられます。

年度	巣の撤去・処分	巣の中の卵	巣の中のヒナ	落下ヒナの撤去・処分
14	69	69	43	23
15	72	54	41	50
16	70	67	39	32
17	118	75	112	19
18	121	80	131	23

また、区報や町会掲示板等を利用した啓発活動も行っています。カラスによる被害を根本的に解決するためには、カラスの餌場を減らして生息数を減らす必要があることから、カラスの餌場となっているゴミ集積所の適正利用を呼びかけています。また、日傘や帽子を利用するなど、日常生活の中のちょっとした心配りで実行できるカラス対策をご紹介します。

### 3 これからの美化

#### 環境美化

環境美化推進地区や環境美化活動団体などの活動を支援し、環境美化の体制づくりを推進するとともに、駅周辺ボランティア清掃活動の協力団体の拡大を図るなど、多くの方々がまちの美化に関心を持って、積極的に参加できる仕組みを構築していきます。

#### 迷惑喫煙

区は、平成9年の条例施行後、駅ボランティア清掃実施駅の拡大やキャンペーンの実施等、区民と協働して啓発活動を充実させてきています。

しかし、条例の歩行喫煙についての規定を知っている区民が、4人に1人であるという平成15年度の区民意識意向調査結果もあります。また、近年、区長への手紙等を通じ、罰則の導入・適用を求める意見も寄せられています。

このような状況の下、他区の迷惑喫煙対策の現状について、平成18年度に調査を行いました。

表 23 区における過料・罰金規定の適用状況

ポイ捨てについて（13 区に規定あり）

規定あり	千代田	新宿	墨田	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	杉並	豊島	板橋	足立	葛飾
適用状況		×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×

歩行喫煙について（9 区に規定あり）

規定あり	千代田	墨田	品川	大田	中野	杉並	板橋	足立	葛飾
適用状況		×		×	×	×	×		×

凡例： 適用あり      ×適用なし

上表に示したとおり、罰則(罰金・過料)規定を持つ区は多いですが、実際に適用している区は少ないのが現状です。また、実際に罰則を適用するにあたっては、取り締まりやパトロールを限られた地域で実施するにしても、人件費をはじめ多額の経費がかかることもわかりました。

この問題については今後、罰則の効果や公平性の確保、取締りに係る費用などの諸事情を考慮し、喫煙所の設置とあわせて、慎重に検討していきます。なお、喫煙所を設置するにあたっては、ポイ捨てを防止する目的から、喫煙者が使いやすいものとするはもちろんですが、煙が周囲に及ぼす不快感にも配慮する必要があります。